

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白河市は、こども医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

福島県白河市長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項、白河市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年白河市条例第7号)及び白河市子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成27年3月31日白河市規則第20号)に基づき、受給資格の認定申請、受給資格認定事項の異動に関する届出、医療費の支給申請及びこれらの事務に付随する事務等を行うのあたり、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関は保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 子ども医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 白河市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 3 白河市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年白河市条例第7号) 4 白河市子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成27年3月31日白河市規則第20号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第14項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部こども未来局 子ども支援課 子育て支援係
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

<p>請求先</p>	<p>郵便番号961-8602          白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども支援課 子育て支援係          住所: 福島県白河市八幡小路7番地1          電話: 0248-22-1111 ファクス: 0248-23-1255          E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>郵便番号961-8602          白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども支援課 子育て支援係          住所: 福島県白河市八幡小路7番地1          電話: 0248-22-1111 ファクス: 0248-23-1255          E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp</p>
<p><b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span></p>	
<p>適用した理由</p>	<p></p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取得は、必ず申請者から提供を受けることを徹底している。ただし、特殊事情により住基ネット照会を行う場合は、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報等を含む書類やUSBメモリ等を保管する書棚等の施錠を徹底する。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部こども未来室こども育成課	保健福祉部こども未来室こども支援課	事後	機構改革
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
令和2年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満 令和2年6月1日時点	事後	対象人数の減少による
令和2年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数		令和2年6月1日時点	事後	取扱者数減少による
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
令和7年4月1日	I 5①部署	保健福祉部こども未来室 こども支援課 子育て支援係	保健福祉部こども未来局 こども支援課 子育て支援係	事後	機構改革
令和7年4月1日	I 7請求先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども	事後	機構改革
令和7年4月1日	I 8連絡先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども	事後	機構改革
令和7年10月1日	IV 8. 人手を介在させる作業 ・人為的ミスが発生するリス		十分である	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	IV 8. 人手を介在させる作業 ・判断の根拠		マイナンバーの取得は、必ず申請者から提供を受けることを徹底している。ただし、特殊事情に	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報等を含む書類やUSBメモリ等を保管する書棚等の施錠を徹底している。	事後	新様式に伴う項目追加